

工事区分一覧表

工事種別	項目	A工事(市)	C工事(売店)	備考	
建築	外部	出入口床	免震エキスパンションジョイント（幅2,000mm）の上磁器質タイル エキスパンションジョイント部両端手すり		
		免震クアランス外側床	磁器質タイル舗装		
		外壁仕上げ	（正面・東面）高耐食フェライト系ステンレス銅板葺（下地不燃耐火野地板、断熱材） （西面）FIXステンレスガラススクリーン（上部アルミガラス）		
		突出部屋根	金属板葺（下地断熱材）		
		出入口扉	FIXステンレスガラススクリーン付片引きオートドア 有効開口900mm以上 内側ガラスガード		
		硝子	透明硝子		
		開口、スリブ	空調・換気設備用外壁開口、配管・配線のための床スリブ		
	内部	床	磁器質タイル舗装	—	
		壁	軽鉄下地の上石膏ボード二重張りEP仕上げ 北面・西面：FIXステンレスガラススクリーン ソフト巾木、ガラス面ステンレス巾木	必要な間仕切りの追加	C工事による間仕切りの追加は床からの自立壁としてA工事天井との離隔を1m以上確保した欄間オープンの形式を採用し、天井は塞がないようにすること
		柱型	耐火塗装、南面配線立下げ用ふかし壁（軽鉄下地の上石膏ボード張りEP仕上げ）	—	
		梁型	半湿式ロックール吹付け	—	
		天井	準不燃木ルーフ、点検口	フレイム用換気扇・ダクト等の設置および撤去の際、必要に応じて天井材の取外しおよび復旧	
		天井裏	グラスウールボード厚25mm（突出部発泡ウレタン吹付の上不燃コート）	—	
		出入口扉	オートドア 有効開口900mm以上 内側ガラスガード	—	
建具		FIXスチールガラススクリーン（幅1,800mm×高さ1,800mm）			
看板	庁舎内売店名サイン	天井吊下サイン下地（タポリン地、幅400mm×高さ800mm程度、内部出入口外側）	C工事にて表示内容カッティングシート貼	設置場所についてはA工事と調整	

工事区分一覧表

工事種別	項目	A工事(市)	C工事(売店)	備考
電気	電気容量 幹線引込	単相3線100AF/75AT、三相3線225AF/125AT ※上記電源容量はC工事設置機器分を含む A工事機器電源盤(照明、空調、法定機器、電力量計、C工事電源盤用分岐端子)設置	C工事機器用電源盤(子メータ)を含む二次側配線工事一式	左記電気容量は最大値であり、ブレーカおよび幹線の容量を増やすことは不可とする 売店内に非常電源なし
	電灯設備	売店内への照明(ライティング) 外照明(400lx程度)) A工事への照明に係る一括入切スイッチ(別紙参照) A工事における換気扇、室内機電源及び換気扇スイッチの設置	追加ライティング) 外用照明、その他照明の設置(必要な場合) 追加照明用スイッチの設置 A工事への照明用スイッチ、換気扇用スイッチの移設(必要な場合)	
	コンセント設備	建築A工事にて仕上げ部については配線経路(空配管)を設ける(別紙参照) 柱の壁ふかしによる配線経路+2連ブランクプレート(H=300) ×2箇所(別紙参照) 外壁配線経路+2連ブランクプレート×2(H=300×1、H=1100×1) ×4箇所(別紙参照)	配管、配線、コンセントの設置	
	動力設備	A工事における空調工事に伴う室内機・室外機電源工事	その他C工事において追加する空調機等室内機・外機電源工事	
	弱电設備	売店天井内までにおける配線経路 ※以降必要となりうる端子盤等についてはC工事とする	端子盤、配管、配線、機器の設置、BGM放送一式 申請手続き	BGM用スイッチはA工事スイッチとは別とすること
	電話、情報設備	売店天井内までにおける配線経路 ※以降必要となりうる端子盤等についてはC工事とする	端子盤、配管、配線、機器の設置 申請手続き	
	防災設備	法定機器(非常照明、誘導灯、非常放送、自火報設備)の設置	消火器の設置 申請手続き C工事による間仕切りの変更等に伴い、追加となる防災設備および申請手続き	法定機器の電源はA工事側 非常照明及び誘導灯電源は庁舎建物電源とする
	その他	冷陳ケース等の地下ピットに設置を伴う場合の配線経路の確保(PF28X2) (別紙参照)	配管、配線 A工事以外の機器等の設置に掛かる配線経路 未使用のスリーブへの蓋(ブランクプレート)の設置	
空調 換気	空調設備	売店内空調機、配管の設置		
	換気設備	法定換気機器、ダクトの設置 C工事換気用外壁ガラリ、チャンパボックスの設置	法定換気以外の各機器類一式、配管 (C工事換気の総量は1,200m ³ /hまで)	
	冷蔵冷凍設備	地下ピットへのスリーブ 160φ×1箇所	各機器類一式、配管	
給 排 水 衛 生	給水	売店天井内までの配管(20A) (天井内にてバルブ止め)	量水器(子メータ)、各機器類一式、配管 申請手続き	量水器は検針しやすい箇所に設置すること
	排水	排水：床コンクリート埋設配管立ち上げ 65A×1箇所、75A×1箇所 ドレン：床コンクリート埋設配管立ち上げ 65A×10箇所	各機器類一式、接続 未使用の立上り管への蓋(掃除口等)の設置 申請手続き	
	衛生器具		各機器類一式、接続 保健所への申請手続き	